

西日本豪雨による被害を受けられた皆様に
心よりお見舞い申し上げます。

この度の西日本豪雨により、被害を受けられました皆様及び
ご家族の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様方の生活が一日も早く復旧・復興することを
心よりお祈り申し上げます。

一般社団法人愛媛県自動車整備振興会

平成30年7月9日

自動車検査証の有効期間の伸長について

～平成30年台風第7号及び前線等の被害を受けて～

平成30年台風第7号及び前線等による大雨の被害に伴い、愛媛県の一部地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から7月22日までの車両について平成30年7月23日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

* 愛媛県大洲市、西予市野村町

1. 平成30年台風第7号及び前線等による大雨の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約の手続きが猶予されます。

○ 対象車両

愛媛運輸支局が所管している地域の一部*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から同年7月22日までのもの

○ 措置内容

自動車検査証の有効期間を平成30年7月23日まで伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

【問い合わせ先】

四国運輸局 自動車技術安全部 技術課
（担当）近藤、遠藤
（電話）087-802-6785

平成30年7月18日

自動車検査証の有効期間の再伸長について

～平成30年7月豪雨の被害を受けて～

平成30年7月豪雨の被害に伴い、愛媛県の一部地域*に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から同年8月5日までの車両について平成30年8月6日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

* 大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町（追加）

1. 平成30年7月豪雨の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、未だ継続検査を受けることが困難であると認められることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約すればよいこととなります。

○ 対象車両

愛媛県の地域の一部*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までのもの

○ 措置内容

自動車検査証の有効期間を8月6日まで伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

【問い合わせ先】

四国運輸局 自動車技術安全部 技術課

（担当）近藤、遠藤

（電話）087-802-6785

同時発表 愛媛運輸支局

平成30年7月19日

保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の伸長について

平成30年7月豪雨に伴い、愛媛県内の一部地域*¹に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等*²のうち、その有効期間が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものについて、平成30年8月6日まで伸長します。

*1 大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

*2 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略する等のために指定自動車整備事業者が発行する保安基準適合証及び保安基準適合標章。

平成30年7月豪雨に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、以下のとおり、愛媛県内の一部地域*¹に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等の有効期間の伸長を行うこととし、本日公示しましたのでお知らせします。

1. 対象となる保安基準適合証等

愛媛県内の一部地域*¹に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等のうち、有効期間が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのもの。

2. 措置内容

保安基準適合証等の有効期間を平成30年8月6日まで伸長する。

【問い合わせ先】

四国運輸局

自動車技術安全部整備・保安課

(担当) 松田、植田

(電話) 087-802-6783

平成30年8月1日

自動車検査証等の有効期間の伸長について

～平成30年7月豪雨の被害を受けて～

平成30年7月豪雨の被害に伴い、

- (1) 愛媛県の一部地域^{*1}に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間
- (2) 同地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等^{*2}の有効期間

を伸長しているところですが、同地域においては未だ継続検査の受検が困難であるため、これらの有効期間を再伸長することとしましたので、お知らせします。

*1 大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

*2 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略する等のために指定自動車整備事業者が発行する保安基準適合証及び保安基準適合標章。

1. 愛媛県の一部地域^{*1}に使用の本拠の位置を有する車両は、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から同年8月19日までのものについて、同年8月20日まで再伸長することとし、本日公示しました。
なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すればよいこととなります。
2. 愛媛県の一部地域^{*1}に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定に基づき、保安基準適合証等の有効期間が平成30年7月7日から同年8月5日までのものについて、同年8月20日まで再伸長することとし、本日公示しました。

【問い合わせ先】

四国運輸局愛媛運輸支局

検査・整備・保安部門

(担当) 有澤、日浅

(電話) 089-956-1561



被災中小企業者等 支援策ガイドブック 愛媛県（第3版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

平成30年8月3日
中小企業庁

<p>0. 支援策全般の説明を受けたい</p> <p>(1) 被災した中小企業・小規模事業者のための復興相談会</p>	P10
<p>1. 事業継続、再開などについて相談したい</p> <p>(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談</p> <p>(2) 「震災 法テラスダイヤル」へのお問い合わせ (災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」)</p> <p>(3) ミラサポ専門家派遣 (相談窓口に電話 1 本で専門家を派遣)</p>	P11 P12 P13
<p>2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい</p> <p>(1) 中小企業等グループ補助金</p> <p>(2) 被災地域販売開拓支援事業 (小規模事業者「持続化補助金」)</p> <p>(3) 商店街災害復旧等事業</p> <p>(4) 石油等製品販売業早期復旧支援事業</p> <p>(5) ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業</p>	P14 P15 P16 P17 P18
<p>3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配</p> <p>(1) 県内中小企業者向け融資制度「災害関連対策資金」の実施、信用保証料の全額補助</p> <p>(2) 平成30年7月豪雨特別貸付</p> <p>(3) 信用保証制度 (セーフティネット保証4号・災害関係保証)</p> <p>(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化</p> <p>(5) 財務状況の改善に関する相談・支援 (二重ローンを含む)</p> <p>(6) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等</p> <p>(7) 平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 (西日本豪雨災害マル経)</p> <p>(8) 金融庁相談ダイヤル (金融機関とのトラブル等)</p>	P19 P20 P21 P22 P23 P24 P26 P27

<u>4. 下請取引のトラブルが不安</u> (1) 下請取引について、親事業者への配慮要請 (2) 型の保管・管理に関してお困りの方 (3) 下請かけこみ寺	 P28 P28 P29
<u>5. リース関係のトラブルが心配</u> (1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）	 P30
<u>6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい</u> (1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置 (2) 雇用調整助成金の特例措置	 P31 P32
<u>7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい</u> (1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長 (2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減 (3) 納税の猶予	 P33 P34 P34
<u>8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい</u> (1) 中国地方等の魅力発信による消費拡大事業	 P35
<u>9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい</u> (1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応 (2) 中小企業組合等の役員変更の登記や、決裁関係書類の届出等の期限の延長	 P36 P38
<u>10. 今後の災害に備えたい</u> (1) BCP（事業継続計画）の取組支援	 P39
<u>11. お問い合わせ先一覧</u>	 P40

0. 支援策全般の説明を受けたい

(1) 被災した中小企業・小規模事業者のための復興相談会

豪雨災害により被災された愛媛県内の中小・小規模事業者様の復興を支援するため。災害関連対策資金の融資や、被災した施設・設備の復旧を支援する制度のご紹介のほか、経営再建に向けた助言をワンストップで行う相談会を開催。

対象者

豪雨災害により被災された愛媛県内の中小・小規模事業者。

説明会の内容・日程

(1) 内容：

- ・愛媛県信用保証協会による愛媛県の災害関連対策資金等制度融資に関する個別相談
- ・被災した施設・設備の復旧を支援する制度のご紹介
- ・愛媛県よろず支援拠点による被災者の経営再建に向けた個別相談
- ・社会保険労務士・税理士等による被災者の廃業防止に向けた事業再開・継続、従業員の雇用維持・休業保証、税申告に関する個別相談

(2) 日程：

1. 対象地域：宇和島市吉田・三間

会場：吉田・三間商工会本所会議室（宇和島市吉田町東小路）

日時：8月6日（月） 10：00～15：30

2. 対象地域：西予市野村

会場：野村公民館3階会議室（西予市野村町野村）

日時：8月8日（水） 10：00～15：30

3. 対象地域：大洲市

会場：大洲商工会館2階会議室（大洲市大洲）

日時：8月22日（水） 10：00～15：30

お問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課 地域産業係

TEL：089-912-2484 / FAX：089-912-2479

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

愛媛県では、平成30年7月豪雨により被災した中小企業・小規模企業者を支援するため、関係機関と連携し、特別相談窓口を設置しています。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

(1) 県特別相談窓口

- ・ 経済労働部産業支援局経営支援課 : 089-912-2484
- ・ 東予地方局商工観光室 : 0897-56-1308
- ・ 今治支局商工観光室 : 0898-22-8598
- ・ 中予地方局商工観光室 : 089-909-8760
- ・ 南予地方局商工観光室 : 0895-28-6146
- ・ 八幡浜支局商工観光室 : 0894-22-4111

(設置期間：7月11日から当面の間、受付時間：平日8時30分～17時15分)

(2) 県内関係機関相談窓口

- ・ 愛媛県信用保証協会 : 089-931-2114
- ・ 各商工会議所 : 「11. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。
- ・ 愛媛県商工会連合会 : 089-924-1103
- ・ 愛媛県中小企業団体中央会 : 089-955-7150
- ・ 愛媛県よろず支援拠点 : 089-960-1131

(設置期間等の詳細は、各機関へお問い合わせください。)

(3) 国関係機関相談窓口

- ・ 四国経済産業局 産業部 中小企業課 : 087-811-8529
- ・ 中小企業基盤整備機構四国本部 企画調整課 : 087-811-3330

(設置期間等の詳細は、各機関へお問い合わせください。)

※この他、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国商店街振興組合連合会にも特別相談窓口が設置されております。詳細は、「11. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(2) 「震災 法テラスダイヤル」へのお問い合わせ (災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」)

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）に関するお問い合わせについても「震災 法テラスダイヤル」へお問い合わせいただくことが可能となりました。

対象者

平成30年7月豪雨の被害にあわれた方

支援内容

「震災 法テラスダイヤル」は、被災された方々が直面する法的な問題について、解決に役立つ各種法制度や相談窓口についての情報を提供しています。

この番号は、利用料・通話料ともに無料です。

お問い合わせ先

電話（フリーダイヤル）：0120 - 078309（おなやみレスキュー）

※上記電話番号は被災者専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

利用料・通話料：0円

受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(3) ミラサポ専門家派遣（相談窓口で電話1本で専門家を派遣）

よろず支援拠点や、地域プラットフォーム（※）にご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

通常は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていますが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うこととします。

（※）地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

支援内容

収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスをを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

専門家の派遣は3回(事業承継に係る課題の場合は5回)まで無料です（「ミラサポ」に登録されている全国の約7,000名の専門家の中から派遣）。

【主な想定事例】

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援。
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援。

お問い合わせ先

専門家派遣事業事務局

平日：9：00～17：00（電話）03-5542-1685

専門家派遣制度について、詳しくは以下のURLをご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/specialist>

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(1) 中小企業等グループ補助金

中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

対象者

中小企業者・中小企業事業協同組合等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要。

支援内容

平成30年7月の西日本豪雨により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（広島県、岡山県、愛媛県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

①公募開始期間：調整中

②補助率：中小企業者・中小企業事業協同組合等 3/4（国1/2、県1/4）
上記以外（中堅企業等） 1/2（国1/3、県1/6）

③上限額：調整中

④補助対象費目：施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新聞や需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

※平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

岡山県庁 産業労働部産業振興課（電話）086-226-7379

広島県庁（調整中）

愛媛県庁 経済労働部経営支援課（電話）089-912-2480

中国経済産業局 中小企業支援チーム（電話）082-224-5653

四国経済産業局 産業部中小企業課（電話）087-811-8529

中小企業庁経営支援部経営支援課 復興支援担当（電話）03-3501-1763

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(2) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

対象者

岡山県・広島県・愛媛県に所在する、平成30年7月豪雨により影響を受けた小規模事業者（間接被害を含む）

※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①公募開始時期：8月下旬以降

②補助率：2/3

③上限額：200万円（岡山県・広島県・愛媛県に所在する事業者）

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限×申請者数）

④補助対象費目：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

※事業者負担分については、「3（6）小規模企業共済制度」や「3（7）西日本豪雨災害マル経」等のご活用もご検討ください。

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

※お近くの商工会・商工会議所は、全国商工会連合会・日本商工会議所にお電話で問い合わせいただくか、商工会検索サイト・商工会議所検索サイトでご確認ください。

全国商工会連合会 電話：03-6268-0088

検索サイト http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

日本商工会議所 電話：03-3283-8723

検索サイト <http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(3) 商店街災害復旧等事業

災害により被災した地域の商店街について、被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用の一部を補助します。また、商店街によるにぎわい創出事業について定額（上限100万円）を補助します。

対象者

平成30年7月豪雨による被害を受けた商店街組織

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業共同組合、任意団体等

支援内容

(1) 施設復旧事業

補助率：3/4（国1/2、県1/4）

補助対象：被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用

(2) にぎわい創出事業

補助率：定額（上限額100万円）

補助対象：商店街のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用

※公募開始時期：調整中

お問い合わせ先

中小企業庁商業課 （電話） 03-3501-1929

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(4) 石油等製品販売業早期復旧支援事業

平成30年7月豪雨による被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS（サービスステーション）及び液化石油ガスの供給施設の機能回復のため、被害を受けた揮発油販売業者や液化石油ガスの充てん事業者に対して、事業の復旧に必要な計量機、充填機等の設備の補修又は入替工事に要する費用を支援します。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた地域に所在する揮発油販売業者又は液化石油ガスの充てん事業者

支援内容

- ①公募開始時期：調整中
- ②補助率：3／4
- ③補助対象費目：（ア）SSの計量機、燃料供給用のローリー等
（イ）液化石油ガスの供給施設の充填機、ガスコンプレッサー等

お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課 （電話）03-3501-1320

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(5) ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の二次公募を開始しました。今回の公募では、被災された事業者に対して優先採択等の措置を行います。

対象者

中小企業・小規模事業者等（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要）

公募の概要

①公募期間：平成30年8月3日（金）～平成30年9月10日（月）

②補助額、補助率：

企業間データ連携型 上限額：1,000万円／者、補助率：2／3

一般型 上限額：1,000万円、補助率：1／2（※）

小規模型 上限額：500万円、補助率：小規模事業者は2／3その他は1／2

※生産性向上特別措置法に基づき、条例等により固定資産税の特例率をゼロの措置をした市町村において先端設備導入計画の申請をした事業者、又は、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす事業者は、補助率2／3を適用。

被災事業者への措置内容

①優先採択について

直接被害または間接被害を受けた事業者に対して審査において加点措置を行います。

②優先採択のための手続き

直接被害または間接被害を受けた事業者で優先採択を希望する事業者は申請書の様式にある被害状況証明書（自己申告）の提出をお願いいたします。また、直接被害を受けた事業者は罹災証明書も併せてご提出ください。

③その他

被災により財務状況が悪化した事業者に対して、審査上不利な扱いをしないことといたします。

お問い合わせ先

事業を活用される都道府県の中小企業団体中央会（「11. お問い合わせ先一覧」を参照）または、
中小企業庁技術・経営革新課（電話）03-3501-1816

公募案内ページ：https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/29mh_2koubo20180803.html

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 県内中小企業者等向け融資制度「災害関連対策資金」の実施、信用保証料の全額補助

県では、平成30年7月豪雨により被害を受けられた県内中小企業者等の皆様が、安心して事業再建に取り組むことができるよう、低利の「災害関連対策資金」の融資を実施するとともに、その融資を利用する際の信用保証料を全額補助します。

対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を引き続き6か月以上営む法人又は個人であって、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。ただし、いずれの場合も市町が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要。

- (1) 平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）の影響を受けて営業又は操業等を短縮し、若しくは停止していること。
- (2) 災害の影響を受けて最近1か月間の売上高が、前年同期の売上高に比して10%以上減少し、又は減少することが見込まれること。
- (3) その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること。

支援内容

① 融資条件：

- (1) 資金用途 運転資金、設備資金
- (2) 融資限度額 運転2,000万円、設備3,000万円
- (3) 融資期間 運転7年以内（うち据置期間1年以内）
設備10年以内（うち据置期間1年6か月以内）
- (4) 融資利率 年1.0%（お住まいの市によっては利子の補給制度があります。）
- (5) 保証料率年0.0% «全額県負担のため保証料のご負担はありません»

② 取扱金融機関：

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

③ 取扱期間：

平成30年7月20日から平成31年3月31日まで

※融資及び保証については、金融機関及び信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課金融係 TEL:089-912-2481 FAX:089-912-2479
愛媛県信用保証協会業務統括部企業支援課 TEL:089-931-2116 FAX:089-931-2107

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 平成30年7月豪雨特別貸付

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫が「平成30年7月豪雨特別貸付」を実施します。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

- ①災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者
- ②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（全国で適用可能）
- ③上記①、②以外で、今般の豪雨により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）（全国で適用可能）

金利

- ①当初3年間：基準利率（災害）－0.9%
（－0.9%の限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円）
※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率（災害）－0.5%
- ②基準利率（災害）
※基準利率（災害）：中小事業1.16%、国民事業1.36%
（平成30年7月11日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）
- ③基準利率
※基準利率：中小事業1.16%、国民事業1.81%
（平成30年7月11日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。）

貸付期間

最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年）

限度額

対象者①及び②：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（上乗せ）
対象者③：中小事業7.2億円（別枠）、国民事業4.8千万円（別枠）

お問い合わせ先

「11. お問い合わせ一覧」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

- (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証と別枠で融資額の全額を保証
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「11. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 信用保証制度（災害関係保証）

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

災害救助法適用地域において、災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）

支援内容

- ① 対象資金：事業の再建に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証及びセーフティネット保証4号と別枠で融資額の全額を保証
（一般保証と別枠で、セーフティネット保証4号と合わせて最大5億6,000万円）
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「11. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

災害救助法が適用された各府県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「11. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 財務状況の改善に関する相談・支援（二重ローンを含む）

公的な第三者機関である中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの抜本的な金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。

対象者

- 平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者で、
- ・既存の借金が負担となって経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のある方
 - ・既存の借金が負担となって復旧などのための新規借り入れが困難など資金繰りにお困りの方（いわゆる二重ローンでお困りの方）

支援内容

中小企業再生支援協議会が事業者の個別の事情に応じて以下の対応を行います。

- ・財務状況の改善や資金繰りに関する窓口相談
- ・課題の解決に向けた助言、適切な支援策や支援機関の紹介
- ・既往債務の返済繰り延べや債務免除などのための債権者調整
- ・既往債務の金融支援や災害復旧のための新規融資などを含めた再生計画の策定支援

お問い合わせ先

「11. お問い合わせ一覧」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(6) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

① 特例災害時貸付の創設及び災害時貸付の適用要件の緩和

特例災害時貸付を新たに措置し、今般の豪雨により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、(独) 中小企業基盤整備機構において次のとおり災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します。

また、災害時貸付の適用対象を今般の豪雨による影響を受けたため経営の安定に支障が生じた小規模共済契約者に拡充します。

対象者

特例災害時貸付：平成30年7月豪雨により被災した災害救助法適用地域内に所有する事業資産が直接被害に遭われた小規模企業共済の契約者

災害時貸付：平成30年7月豪雨の影響により1か月の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれる小規模企業共済の契約者

支援内容

(1) 特例災害時貸付制度 (新設)

- ① 貸付利率：無利子
- ② 貸付限度額：2,000万円 (ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内)
- ③ 償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年 (いずれも据置期間1年を含む。)
- ④ 償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤ 担保、保証人：不要

(2) 災害時貸付制度 (適用対象の拡大)

- ① 貸付利率：年0.9%
- ② 貸付限度額：1,000万円 (ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内)
- ③ 償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④ 償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤ 担保、保証人：不要

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00 (電話) 050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(6) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

②掛金の納付期限の延長等（災害救助法適用地域の共済契約者）

災害救助法適用地域の共済契約者は、ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金の掛止め、③掛金月額減額のいずれかをお選びいただけます。

対象者

災害救助法適用地域の共済契約者

支援内容

- ① 掛金の納付期限の延長：掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。
- ② 掛金の掛止め：掛金の納付を一定期間（6か月又は12か月）停止します。
- ③ 掛金月額の減額：掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

③共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除（災害救助法適用地域の共済契約者）

平成30年7月17日時点で契約者貸付けを受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が平成30年6月1日以降の借入れが対象となります。

対象者

災害救助法適用地域の共済契約者

④共済金等の請求書類関係の簡略化（災害救助法適用地域の共済契約者）

印鑑登録証明書の提出又は実印の押印ができない場合や、廃止に関する官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

対象者

災害救助法適用地域の共済契約者

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日：9：00～18：00 （電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(7) 平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 (西日本豪雨災害マル経)

日本政策金融公庫が、災害により被害を受けた小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を融資します。

対象者

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則、6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者

支援内容

- ① 資金使途：設備資金又は運転資金
- ② 貸付限度額：小規模事業者経営改善資金（マル経）2,000万円とは別枠で、1,000万円以内
ただし、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が西日本豪雨による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
 - (イ) (ア) の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
- ③ 貸付期間：設備資金10年以内（据置2年以内）、運転資金 7年以内（据置1年以内）
- ④ 金利：次のいずれかに該当する者は、経営改善利率（現行1.11%、平成30年7月11日時点）より利率引き下げ
 - (ア) 11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が西日本豪雨による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.9%」
 - (イ) (ア) の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.5%」
- ⑤ 担保条件：無担保・無保証人

(注1) 商工会議所又は商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うこと

(注2) 適用日は災害が発生した日まで遡及

(注3) 直接被害は市町村が発行する罹災証明書等、間接被害は商工会議所又は商工会等が発行する被害証明書等が必要

お問い合わせ先

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へお問い合わせください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(8) 金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル等）

被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とお取引に関するご相談等への対応のため、「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」を下記のとおり、開設しました。

対象者

平成30年7月豪雨の被害にあわれた方

お問い合わせ先

受付時間：平日10：00～17：00（電話での受付）

※ファックス、メールは24時間受付

電話での受付：0120-156-811（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

ファックスでの受付：03-3506-6699

メールでの受付：saigai@fsa.go.jp

文書での受付：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 金融サービス利用者相談室

（注）ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日10：00～17：00の間に、お電話をお返し致します。なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。

（注）一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、0570-016811（IP電話からは、03-5251-6811）におかけください。

4. 下請取引のトラブルが不安

(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請

平成30年7月豪雨の発生に伴い、工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（1,228団体）に、不当な取引条件の押し付けが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

(要請事項)

- ① 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) 型の保管・管理に関してお困りの方

今回の豪雨によって、親事業者から預かっていた金型等が、破損や消失、汚損等してしまった際に、自然災害を理由として、下請事業者が責任を負わなくてもよい場合がございます。

金型等について破損等があった場合には、まずは発注者・取引先にご相談ください。

また、取引関係でお困りごとがある場合は、「下請かけこみ寺」までご連絡ください。

参考

【1】東日本大震災に関連するQ&A集（平成23年公正取引委員会より公表）

問8：震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

A:「親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者には責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。」と示されており、今般の自然災害においても同様の考え方が適用されます。

4. 下請取引のトラブルが不安

【2】型の取り扱いに関する覚書（ひな形※）（平成29年7月経済産業省より公表）

※部品等の発注者と受注者が締結する覚書の一例

第5条

1項「第3条第1項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。」

2項「前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。」

（第5条により担保される内容等）

型が、①天変地異など、受注者の責によらない事由、②火災により、以後の使用が不可能になった場合、すぐに発注者に通知してください。これらの理由による損害は、受注者は補償の責任を負いません。

（型の取り扱いに関する覚書（ひな形））

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/kata/oboegakihinagata.pdf

対象者

今般の自然災害による型に関してお困りの中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

（3）下請かけこみ寺

取引関係でお困りごとがある場合や、発注元企業との取引の中でトラブルが生じた場合は、お近くの「下請かけこみ寺」までご連絡ください。下請法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います（相談内容や相談を受けたことは秘匿いたします）。

対象者

企業間取引に関して、さまざまな悩みをもつ中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

- 一般的な取引関係のご相談（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）
- 消費税転嫁に関するご相談（電話）0120-300-217

5. リース関係のトラブルが心配

(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じます。ご相談内容によって、リース会社の相談窓口をご案内します。

対象者

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者、リース契約の保証人

支援内容

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）では、リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じ、助言、リース会社の相談窓口をご案内します。

（ご相談例）

- ①リース物件のリース料について、事業が軌道にのるまで、その支払いを止めることができないか。
- ②リース物件が水災で使用できなくなった場合にリース料の支払いをどうすればよいのか。
- ③リース物件に付保されている動産総合保険（※）の手続き

（※）通常は、この保険によって、リース物件が滅失したときの損害賠償金＝残りのリース料相当額のお支払いが免除されます。

お問い合わせ先

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

（電話） 03-3595-2801

（受付 平日10時～12時、13時～16時）

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置

事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受給できる特例措置を実施しています。

対象者

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方
- 事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方

支援内容

- 平成30年7月豪雨の災害救助法の適用地域に所在する事業所が災害により休業する場合に、休業し賃金を受けることができない方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。
- 平成30年7月豪雨の災害救助法の適用地域及びその隣接する地域に所在する事業所が災害により休業する場合に、一時的な離職を余儀なくされた方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。

※災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、基本手当（失業給付）の支給を受けた方については、休業等が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用に当たっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

お近くの都道府県労働局またはハローワーク。詳細は、「11. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(2) 雇用調整助成金の特例措置

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小が余儀なくされた事業所の事業主が、一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金などの一部が助成されます。

特例の対象事業主

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

※平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば、

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- 風評被害により、観光客が減少した場合
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

特例の内容

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用されます。

- ① 休業(教育訓練、出向は除く。)を実施した場合の助成率を引き上げる(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)
【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を最近3か月から1か月へ短縮する
- ⑥ 豪雨による災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

お問い合わせ先

「11. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長

国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付等の期限を延長しました。

対象者

下記の指定地域内に納税地のある方（法人を含む。）

岡山県：岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町

広島県：広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、

安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）

山口県：岩国市周東町

愛媛県：宇和島市、大洲市、西予市

（注）指定地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

支援内容

① 延長される期限

平成30年7月5日以後に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されることとなります。なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

② 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地のある方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

地方税に関する法律又は条例に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、各都道府県、市町村にお問い合わせください。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

(3) 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税に係る簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減などがありますので、詳しくは国税庁ホームページ< <https://www.nta.go.jp/> >をご覧ください。

お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

所轄税務署につきましては、「1 1. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

地方税に関する法律又は条例に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、各都道府県、市町村にお問い合わせください。

8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい

(1) 中国地方等の魅力発信による消費拡大事業

被災地域への観光客に関する嗜好・トレンド等の情報分析を通じ、風評被害の払拭等に向けた適切な方策を検討するとともに、被災地域にある様々な地域資源（地域産品・サービス等）の磨き上げの支援や魅力発信に係る支援を行います。

対象者

委託した民間団体等を通じて支援を行います。

支援内容

(1) 観光消費行動等データの活用

- ・被災地域への国内外観光客や訪日外国人観光客について、ビッグデータ等を活用し、消費者行動の分析を行います。
- ・被災地域に旅行をした観光客に対して、旅行中の訪問・滞在先、購買履歴、印象・満足度等を調査し、その結果を分析します。

(2) 魅力的な地域資源の対外発信

- ・プロデューサー等専門家を地域に派遣しアドバイスをを行うことで、風評被害の払拭と地域資源の磨き上げを行います。
- ・海外メディアやインフルエンサーを被災地に招聘し、魅力ある地域資源の取材を組み、海外に効果的に情報発信します。
- ・外国人を旅行モニターとすることで、SNSへの投稿等を通じて、実際の消費者目線での情報発信を行います。
- ・海外の電車広告・新聞広告等において、被災地域の魅力ある地域資源の観光消費に向けたプロモーションを実施します。

お問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課 (電話) 03-3501-1750

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 一次公募採択事業者の皆様

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金では、各都道府県の地域事務局において交付申請を受け付けております。被災された事業者の中で、各都道府県地域事務局が示している交付申請の受付期間に間に合わない場合については、各地域事務局に一報を入れていただければこの期間が経過した後も交付申請書は受け付けます。

今回の災害により、工場や既存の設備に影響が出たことから、応募申請時と機械設備を変更する必要がある場合など、交付申請に係るご相談については、各都道府県地域事務局にお問い合わせください。

また、今回の災害で被災された一次公募採択事業者については、罹災証明書の提出等により、1か月程度事業実施期間を延長する予定にしております。具体的な手続きは、各都道府県地域事務局にお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された一次公募採択事業者。

お問い合わせ先

事業を活用される都道府県の中小企業団体中央会（「11. お問い合わせ先一覧」を参照）または、
中小企業庁技術・経営革新課（電話）03-3501-1816

②小規模事業者持続化補助金

平成29年度補正予算小規模事業者持続化補助金採択の事業者様について、12月末（補助事業実施期限）までに補助事業が完了できないと見込まれる場合には、罹災証明書等の提出により事故報告の手続きを取ることで、1月末まで補助対象期間の延長が可能です。なお、個別のご相談については、お近くの商工会・商工会議所へお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された「平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金」採択の事業者。

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

商工会検索サイト http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

商工会議所検索サイト <http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

③モール活用型ECマーケティング支援事業

本事業は、越境ECモールへの出店によりEU加盟国への販路開拓を目指す中小企業の皆さまを支援するものです。今回の災害で被災された地域の事業者を対象に、8月31日（金）まで公募期間を延長いたしました。

対象者

EU加盟国を対象として、新たに越境ECモールへの出店を行う者。

支援内容

(1) 支援内容：

- ・越境ECモール出店に係る費用の補助（補助率1/2、補助上限35万円）
- ・越境EC専門家によるアドバイス
- ・中小機構特設ページ開設によるプロモーション
- ・海外リアル店舗でのテストマーケティングイベントの開催（フランス）

(2) 募集締切：

平成30年8月31日（金）

(3) 申請方法

下記ホームページの申し込みフォームよりご申請ください

<https://crossborder.smrj.go.jp/>

お問い合わせ先

モール活用型ECマーケティング支援事業事務局（（独）中小企業基盤整備機構）

TEL：050-5541-6547

Mail：crossborder@biz.smrj.go.jp

受付時間：月～金曜日（土日祝を除く）

10：00～12：00、13：00～17：00

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(2) 中小企業組合等の役員変更の登記や、決裁関係書類の届出等の期限の延長

対象者

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された区域に住所を有する者又は法人等

支援内容

「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）」が平成30年7月14日に公布及び施行されました。

これにより、中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等、履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても平成30年9月28日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととなりました。

(参考)

平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）が平成30年7月14日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害として、平成30年（2018年）7月豪雨による災害が指定されるとともに、特別措置法第4条第1項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が平成30年9月28日とされました。

お問い合わせ先

詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

10. 今後の災害に備えたい

(1) BCP（事業継続計画）の取組支援

BCPの策定、運用等を検討している中小企業に対して、無料で専門家を派遣します。

対象者

BCPの策定・運用を検討している全国の中小企業・小規模事業者

支援内容

- BCPの策定、運用や見直しに関して、専門家の指導を受けて実効性のある取組みを進めることが可能。
- 1社あたり3回まで利用可能で、費用負担なくご利用いただけます。

お問い合わせ先

株式会社パソナ 専門家派遣事業事務局

電話：03-5542-1685

※専門家派遣の流れについては下記ページからご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/specialist/flow1.html>

11. お問い合わせ先一覧

融資に関するご相談	
財務省四国財務局松山財務事務所理財課	089-941-7185
日本政策金融公庫	
松山支店(中小企業事業)	089-943-1231
松山支店(国民生活事業)	089-941-6148
宇和島支店(国民生活事業)	0895-22-4766
新居浜支店(国民生活事業)	0897-33-9101
商工組合中央金庫	
松山支店	089-921-9151
信用保証に関するご相談	
愛媛県信用保証協会	089-931-2114
財務状況の改善に関するご相談・支援(二重ローンを含む)	
愛媛県中小企業再生支援協議会	089-915-1102
事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特別措置】 <input type="checkbox"/>	
愛媛労働局職業安定課	089-943-5221
ハローワーク松山	089-917-8609
ハローワーク今治	0898-32-5020
ハローワーク八幡浜	0894-22-4033
ハローワーク宇和島	0895-22-8609
ハローワーク新居浜	0897-34-7100
ハローワーク西条	0897-56-3015
ハローワーク四国中央	0896-24-5770
ハローワーク大洲	0893-24-3191
災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】	
愛媛労働局職業安定部職業対策課分室(助成金センター)	089-987-6370
税務署(国税の申告・納付関係)	
今治	0898-32-6100
伊予西条	0897-56-3290
伊予三島	0896-24-5410
宇和島	0895-22-4511
大洲	0893-24-3115
新居浜	0897-33-4145
松山	089-941-9121
八幡浜	0894-22-0800

11. お問い合わせ先一覧

全般的なご相談	
愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2484
愛媛県 東予地方局 商工観光室	0897-56-1308
愛媛県 今治支局 商工観光室	0898-22-8598
愛媛県 中予地方局 商工観光室	089-909-8760
愛媛県 南予地方局 商工観光室	0895-28-6146
愛媛県 八幡浜支局 商工観光室	0894-22-4111
松山商工会議所	089-941-4111
宇和島商工会議所	0895-22-5555
今治商工会議所	0898-23-3939
八幡浜商工会議所	0894-22-3411
新居浜商工会議所	0897-33-5581
四国中央商工会議所	0896-58-3530
西条商工会議所	0897-56-2200
伊予商工会議所	089-982-0334
大洲商工会議所	0893-24-4111
愛媛県商工会連合会	089-924-1103
愛媛県中小企業団体中央会 (ものづくり補助金問い合わせ先)	089-955-7150 (089-955-7150)
(独) 中小企業基盤整備機構四国本部	087-811-3330
よろず支援拠点(公財) えひめ産業振興財団	089-960-1131
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8529
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
四国運輸局総務部	087-802-6715
県内商工会(持続化補助金、マル経融資等)	
越智商工会	0898-53-3853
しまなみ商工会	0897-86-2130
吉田三間商工会	0895-52-2233
周桑商工会	0898-68-7244
双海中山商工会	089-967-0197
北条商工会	089-993-0567
西予市商工会	0894-62-1240
東温市商工会	089-964-1254
土居町商工会	0896-74-5889
上島町商工会	0897-75-3074
中島商工会	089-997-0218
久万高原町商工会	0892-21-2061
松前町商工会	089-984-1427
砥部町商工会	089-962-2148
長浜町商工会	0893-52-0312
内子町商工会	0893-44-2166
川上商工会	0893-34-2871
保内町商工会	0894-36-0519
伊方町商工会	0894-38-0809
松野町商工会	0895-42-0505
津島町商工会	0895-32-2215
鬼北町商工会	0895-45-0813
愛南町商工会	0895-73-0700

平成30年7月豪雨の災害に伴い 「雇用調整助成金」の特例を実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主（※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。）

- ※ 平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば
- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

【遡及適用】

平成30年7月5日以降に初回の休業等がある計画届から適用することとし、平成30年10月16日までに提出のあったものについては、休業等の前に届出られたものとする。

① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する

現行、生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であることを必要としているが、この指標の期間を最近1か月とする。

② 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする

平成30年7月豪雨発生時において起業後1年未満の事業主については、昨年同期の生産指標と比較が困難であるため、災害発生時直前の指標と比較する。

③ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

現行、雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の月平均値が、前年同期と比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないことを必要としているが、これを撤廃する。



平成30年7月豪雨に伴う各種支援のご案内

このたびの平成30年7月豪雨を受け、雇用・労働関係では、次のような各種支援を行っています。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 助成金の支給申請など、雇用の安定のための相談窓口

岐阜・京都・兵庫・岡山・広島・愛媛労働局および管内のハローワークに「豪雨被害特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の相談にお応えしています。

2 労働条件や労災補償などに関する相談窓口

岐阜・京都・兵庫・岡山・広島・愛媛労働局および管内の労働基準監督署に「豪雨被害特別相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

3 豪雨の影響を受けた事業主の新卒採用に関する相談窓口

岡山・広島・愛媛労働局の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災により、計画どおりの新卒採用を行うことが困難である事業主などに対する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1 休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ & A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、雇用調整助成金や、雇用保険制度の特別措置もご活用いただくことにより、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。豪雨による影響で休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の補給調整事業担当）にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122746.html>)

2 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます

平成30年7月豪雨による「経済上の理由」（例：損壊した施設設備等の修理に必要な修理業者の手配や部品の調達が困難等）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づく休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金を利用できます。→詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000334363.pdf>)

3 失業給付について、従業員にお知らせください

災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→要件を満たす方が対象となります。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

各種助成金の支給申請

平成30年7月豪雨を理由にハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。→詳しくは、労働局又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

労働保険料、障害者雇用納付金等の納付期限延長・猶予

1 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域（※）に所在地がある事業主等

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域に所在地がある事業主などについて、労働保険料、障害者雇用納付金などの申告・納付期限等を一律に延長します。

2 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域（※）外に所在地がある事業主等

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域外に所在地がある事業主であっても、このたびの災害によって事業財産に相当の損失を受け、労働保険料、障害者雇用納付金などを納付することが困難となった場合には、個別に納付の猶予措置を受けることができます。

- （※） 岡山県 岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県 広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、
安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県 岩国市周東町
愛媛県 宇和島市、大洲市、西予市

→詳しくは、労働保険料等については最寄りの労働局か労働基準監督署へ、障害者雇用納付金等については独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

中小企業退職金共済制度・勤労者財産形成持家融資の特例措置

独立行政法人 勤労者退職金共済機構が行っている中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限延長等や財形持家融資の返済期間猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。

熱中症予防対策に取り組みましょう

- ・ こまめな休憩や、連続して作業する時間の短縮
- ・ 定期的な水分・塩分の補給
- ・ ためらわずに、早めに医療機関にかかる



など リフレットURL <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページでも、関連情報をお伝えしています。（<http://www.mhlw.go.jp/>）

被災により破損、汚損または流失した書類等の取り扱いについて

平成30年7月豪雨に伴う暫定的な取り扱いとして、被災により破損、汚損または流失した書類等は、以下のように取り扱ってください。

1. 継続検査等の申請に係る車両が被災しておらず、継続検査等の申請が可能であるものの、被災により申請書類が汚損している場合の取り扱いについて

(登録車、軽自動車共通)

適合証及び検査証は、記載事項を判読可能なものは申請可能です。

記載事項の判読が困難な場合は、再交付をしてください。

お客様のご署名またはご捺印のあるOCRシートが汚損した場合は、運輸支局等にご相談ください。

捺印が必要な書類は、印影が判読できるかご確認ください。

(1) 適合証の再交付の方法について

適合証及び適合標章の有効期間が残存しているときに限り、次の要領で再交付をすることができます。

- ① 適合証（控え含む。）及び適合標章に「再交付」である旨を明記する。
- ② 交付年月日及び交付番号を除き、旧適合証等の記載事項と同一する。
- ③ 指定整備記録簿の適合証及び適合標章番号を新適合証交付番号に訂正する。

(2) 検査証の再交付について

検査証の再交付には、つぎの書面等が必要です。

(登録車)

紛失届（使用者の認印）

使用者の委任状（使用者の認印）

申請者（支局に来る人）の運転免許証等

検査登録手数料印紙300円

(軽自動車)

OCR3号シート（使用者の認印）

手数料300円

2. 継続検査等の申請に係る車両が被災しており、継続検査等の申請を行わない場合の書類の取り扱いについて

継続検査等の申請に使用しない適合証については、適合証（本通）を適合証（控え）と一緒に保存し、その余白部に「車両被災のため、申請せず。」と記録してください。

3. 被災により汚損または流失した適合証綴の取り扱いについて

汚損して使用できない適合証綴について、綴りの全てが未使用のものは、確実に廃棄をお願いします。なお、一部使用し、一部未使用部分がある綴りは、未使用部分のみの廃棄をお願いします。ただし、未使用部分のみの廃棄が困難な場合、不正使用防止のため、可能な対策をしていただき、5. に従い、その綴りの全ての保存をお願いします。

また、授受出納簿への記録について、汚損または流失した適合証綴の備考欄に『汚損』または『流失』の記載をしてください。なお、一部使用し、一部未使用部分がある綴りは、「交付番号●番～●番まで使用し、●枚被災により不使用」という記録をしてください。

4. 適合証の交付番号について

新しい適合証綴のご用意ができましたら、被災前に交付した適合証の交付番号から引き続き一連番号を記入してください。

(例) 使用中の適合証綴が100番まで交付し、その後被災した場合、交付番号101番から使用してください。

5. 被災し汚損した指定整備に係る書類の保存について

指定整備に係る書類について、その保存が義務づけられたものは、被災により汚損したとしても破棄せずに規定通りの書類保存をお願いします。

適合証綴、指定整備記録簿、分解整備記録簿：2年

点検整備記録簿：1年または2年

その他、ご不明な点がございましたら、愛媛運輸支局 検査整備保安部門または振興会指導課までお問い合わせください。

○ 愛媛運輸支局 検査整備保安部門（TEL：089-956-1561）

○ 愛媛県自動車整備振興会 指導課（TEL：089-956-2181）

「点検・整備で当たるけん！ キャンペーン2018」 開催のお知らせ



定期点検整備の促進及び会員事業場への入庫促進を図るために、平成30年度 懸賞付定期点検整備促進キャンペーンを、「点検・整備で当たるけん！キャンペーン2018」と題して実施いたします。

今回は、国土交通省が近年「自動車点検整備推進運動」の重点項目としております、『長期使用車両〔初度登録（検査）年から10年を超える車両〕のユーザーへの点検・整備の必要性の啓発』を念頭に、よりメンテナンス費用の掛かる長期使用車両をお持ちのお客様をメインターゲットに実施します。会員の皆様におかれましても主旨・目的をご理解のうえ、事業場でのポスターの掲示や、DMによるお客様へのご案内等、キャンペーンにご参加いただきますようお願い申し上げます。

見本

てんけんJr.の看板のあるお店で

初度登録(検査)年 平成19年以前の車両の定期点検整備を受けた方
or
マイカーの定期点検整備を受けた方
3,000円以上の部品・用品を交換もしくは購入された方

点検整備サービス券 1万円コース
or
点検整備サービス券 5千円コース

点検整備サービス券が抽選で毎月70名様に当たる!!

点検・整備で当たるけん！キャンペーン2018 (懸賞付自動車定期点検整備促進キャンペーン!)

応募期間 平成30年8月1日(水) ▶ 平成31年1月31日(木)

応募方法 期間中、てんけんJr.の看板のあるお店で、マイカーの定期点検整備を受けた方または3,000円以上の部品・用品を交換もしくは購入された方は、お店に備え付けの応募用紙に必要事項をご記入の上、各お店にお申し込みください。尚、当キャンペーンの内容はホームページでもご覧いただけます。

抽選 実施期間中、1か月ごとにまとめて抽選いたします。

当選発表 厳正な抽選の上、当選者には発送を待つてかえさせていただきます。

詳しくはこの看板の整備工場へ

定期点検忘れていませんか？ EASPA JP

車の使用者には法律で定期点検整備が義務付けられています！

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会 <http://www.easpa.jp>
〒791-1113 松山市松崎町1075-2 TEL.089-956-2181 FAX.089-956-2188 愛媛自動車整備 検査

2018年度 点検整備サービス券

発行日 平成30年8月1日
2018.8 No.000

¥10,000

上場 点検 割引致します。

※本券は右記の「てんけんJr.」の看板のある愛媛県自動車整備振興会加盟工場でのみご利用いただけます。
※本券は次回のご来店(点検・整備)の際に、必ずお持ち込みいただき、お申し込み用紙(券)からご使用いただけます。
※本券の再発行はできません。

★ 本券期限 / 2020年2月末日迄 ★ (一社)愛媛県自動車整備振興会

2018年度 点検整備サービス券

発行日 平成30年8月1日
2018.8 No.000

¥5,000

上場 点検 割引致します。

※本券は「てんけんJr.」の看板のある愛媛県自動車整備振興会加盟工場でのみご利用いただけます。
※本券は次回のご来店(点検・整備)の際に、必ずお持ち込みいただき、お申し込み用紙(券)からご使用いただけます。
※本券の再発行はできません。

★ 本券期限 / 2020年2月末日迄 ★ (一社)愛媛県自動車整備振興会

お客様へ	当会会員工場へ
<ul style="list-style-type: none"> ●「てんけんJr.」の看板のある当会加盟工場を確認の上本券をご使用ください。 ●本券は現金との引換は行いません。 ●領金額以下のご利用はできません。 ●本券の盗難、紛失等につきはご請求できません。 ●お客様の住所、氏名、電話番号を必ずお記入ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本券をご持参の方には、表示金額を、貴工場の売上費用などから差し引いてください。 ●下記の欄へご記入の上、本券を振興会へ持ち込みご請求ください。
国が認めた当店へ 詳細は この看板の 整備工場へ	発行日 平成30年8月1日 2018.8 No.000 月31日迄
ご住所 支店名 電話番号	振替口座 支店名 振替名

【 実 施 要 領 】

1. 実施期間

2018(平成30)年8月1日(水)～2019(平成31)年1月31日(木)

2. 応募資格

1万円コース

(1) 会員事業場において基本点検料3,000円以上の定期点検整備を実施した、初度登録(検査)年平成19年以前の車両

○対象車種及び点検の内容(事業用自動車は除きます。)

自家用軽自動車	1年点検
自家用乗用車	
自家用小型二輪車(250cc超)	
自家用小型貨物車	6ヶ月点検

(注)定期点検整備実施によるご応募は、1台につき1回のみのご応募とします。

5千円コース

(2) 会員事業場において基本点検料3,000円以上の定期点検整備を実施した、(1)以外の車両

○対象車種及び点検の内容(事業用自動車は除きます。)

(1)に同じ

(3) 会員事業場において部品・用品の交換または購入された方

① 1回に3,000円以上ご利用の方

② 部品・用品の交換または購入による応募は、交換・購入ごとに1回応募することができます。ただし、1回の整備作業工程で修理部品交換が複数あった場合でも1回のご利用とみなします。

③ 一度応募しても、実施期間中に再度3,000円以上の部品・用品の交換・購入があれば、その都度応募することができます。

④ 実施期間中に、当選した『点検整備サービス券』のご利用があった場合、ご利用金額が3,000円以上であれば再応募できます。

3. 賞品

1万円コース

額面1万円の『点検整備サービス券』が毎月40名、
合計で240名様に当たります！

5千円コース

額面5千円の『点検整備サービス券』が毎月30名、
合計で180名様に当たります！

4. 応募方法（お客様が直接振興会に応募することはできません）

（1）専用応募用紙によるご応募

専用応募用紙は、情報誌の誌面やホームページに掲載してあるものを印刷してご利用ください。

必要事項を全て応募用紙に記入し、毎月1か月分をまとめて振興会事務局宛に郵送、FAXまたはお持込等でお届けください。

（2）振興会ホームページからのご応募

キャンペーン特設ページに応募フォームを掲載しますので、応募フォームよりご応募ください。

5. 応募締め切りおよび抽選

（1）応募締め切りは、翌月5日（振興会休業日の場合は、翌業務日）とします。

（2）1月及び2月（最終）の応募締め切りは、それぞれ8日とします。

（3）抽選は、応募を締め切った日の10日後を目途に行います。

6. 当選発表および賞品の進呈

毎月の抽選後、当選者の該当する事業場へ当選通知を送付し、数日後に、当選者に対し当選通知と共に『点検整備サービス券』を郵送します。

7. 告知方法

（1）テレビCMでの告知は実施しません。

（2）情報誌に掲載し、振興会ホームページに特設サイトを公開します。

（3）会員事業場にDM用ハガキを30枚ずつ無料でお送りしますので、お客様へのご案内をお願いします。DM用ハガキは、印刷用画像を振興会ホームページに公開しますので、追加で必要な場合は印刷してご利用ください。

8. 印刷画像のダウンロードおよび応募フォームのご利用

ホームページに公開した印刷画像をダウンロードする際または応募フォームをご利用になる際には、次のID、パスワードを入力してご利用ください。

ID : easpa パスワード : 9562181 (共に半角英数)

9. 『点検整備サービス券』の取り扱いについて

(1) お客様のご利用方法

- ① 『点検整備サービス券』は次回のご来店から使用できます。(車検・点検整備・一般整備・オイル交換・部品用品購入等)
- ② お客様のご利用期限は当キャンペーン終了から13か月間〔2020年2月29日(土)まで〕とします。(有効期限をサービス券の表面に表示します。)
- ③ 『点検整備サービス券』はどちらの会員事業場でもご利用可能です。

(2) 会員事業場の対応方法

- ① お客様から『点検整備サービス券』の提示があった場合は、額面金額を売上費用から差し引いてください。
- ② 『点検整備サービス券』のご利用があったときは、サービス券の裏面に必要事項をご記入のうえ、振興会にサービス券を持ち込み換金してください。
- ③ 上記換金の期限は2020年3月31日(火)までとします。(換金有効期限をサービス券の裏面に表示します。)
- ④ 『点検整備サービス券』は、会員事業場において現金と引き換えはできません。ただし、表示金額以下のご利用の場合の釣り銭の返金は、事業場の判断にお任せします。



点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018

応募用紙

1万円
コース

初年登録
(検査)年
平成19年以前車
対象



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

登録(車両)番号

初度登録(検査)年

年

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018

応募用紙

1万円
コース

初年登録
(検査)年
平成19年以前車
対象



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

登録(車両)番号

初度登録(検査)年

年

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018

応募用紙

1万円
コース

初年登録
(検査)年
平成19年以前車
対象



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

登録(車両)番号

初度登録(検査)年

年

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018
応募用紙

5千円
ユース



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

1 登録番号(定期点検車両)

または

2 購入部品用品名

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018
応募用紙

5千円
ユース



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

1 登録番号(定期点検車両)

または

2 購入部品用品名

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018
応募用紙

5千円
ユース



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

1 登録番号(定期点検車両)

または

2 購入部品用品名

事業場名・認証番号